

別添資料 Q2-2 事業実施想定区域の設定について

1. 事業実施想定区域の設定根拠

(1) 検討対象エリアの設定

図 1 のとおり、主に北海道天塩郡遠別町及び苫前郡初山別村を検討対象エリアとした。同エリア内において、以下の条件を確認の上、事業実施想定区域を設定した。

(2) 風況条件の確認

検討対象エリアにおける風況の状況（地上高 70m）は、図 2 のとおりである。地上高 70m で年平均風速が約 7m/s 以上の好風況が見込まれる地域が広く分布している場所を含むよう事業実施想定区域を設定した。

(3) 社会インフラ整備状況の確認

検討対象エリアにおける社会インフラ整備状況は、図 3 のとおりである。検討対象エリアには一般国道 232 号、一般道道 688 号（名寄遠別線）、一般道道 971 号（旭温泉旭線）、一般道道 448 号（千代田初山別停車場線）、一般道道 118 号（美深中川線）が存在している。既存道路の活用を図ることで、既設道路の拡幅や新設道路の設置に伴う改変面積を可能な限り低減することが可能であることから、工事用資材等及び風力発電機等の搬入路としての利用を検討する。

(4) 法令等の制約を受ける場所の確認

検討対象エリアにおける法令等の制約を受ける場所の分布状況は、図 4 のとおりである。

自然保護関係

- ・検討対象エリアには、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく鳥獣保護区が存在することから、事業実施想定区域から除外した。
- ・検討対象エリアには、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく保安林が存在する。保安林については、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で必要に応じて関係機関等と協議を行う。

国土防災関係

- ・検討対象エリアには、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地が存在することから、事業実施想定区域から除外した。
- ・検討対象エリアには、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域が存在することから、事業実施想定区域から除外した。
- ・検討対象エリアには、「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 28 年）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）が存在する。このうち、「山腹崩壊危険地区」は事業実施想定区域から除外した。「地すべり危険地区」は風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から除外した。「崩壊土砂流出危険地区」については、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で必要に応じて関係機関等と協議を行う。
- ・検討対象エリアには、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

別添資料 Q2-2 「事業実施想定区域の設定について
律」(平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく土砂災害警戒区
域及び土砂災害特別警戒区域が存在することから、事業実施想定区域から除外した。

(5)環境保全上留意が必要な場所の確認

検討対象エリアにおける環境保全上留意が必要な場所の分布状況は、図 5 のとおりである。

生活環境の保全上留意が必要な場所

- ・検討対象エリアには、医療機関及び住宅等が存在することから、風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から 500m 以上の離隔をとることとした。

自然環境の保全上留意が必要な区域

- ・検討対象エリアには、「東遠別ハリギリ等遺伝資源希少個体群保護林」が存在することから、事業実施想定区域から除外した。
- ・検討対象エリアには、植生自然度 10 及び植生自然度 9 が存在する。植生自然度 10 及び植生自然度 9 については、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、現地状況の確認に努め、本事業による改変を可能な限り回避する。

(6)事業実施想定区域の設定

「(1)検討対象エリアの設定」から「(5)環境保全上留意が必要な場所の確認」までの確認経緯を踏まえ、図 6 のとおり事業実施想定区域を設定した。

なお、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、現地状況の確認や関係機関等と協議を行い、必要に応じて、さらに区域の絞り込みを行う予定である。

「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(資料編)」(環境省総合環境政策局、平成 23 年)によると、風力発電機から約 400m までの距離にある民家において苦情等が多く発生している調査結果が報告されていることから、概ね 400m 未満になると影響が懸念される。ゆえに、本事業では 500m 以上の離隔を確保することとした。

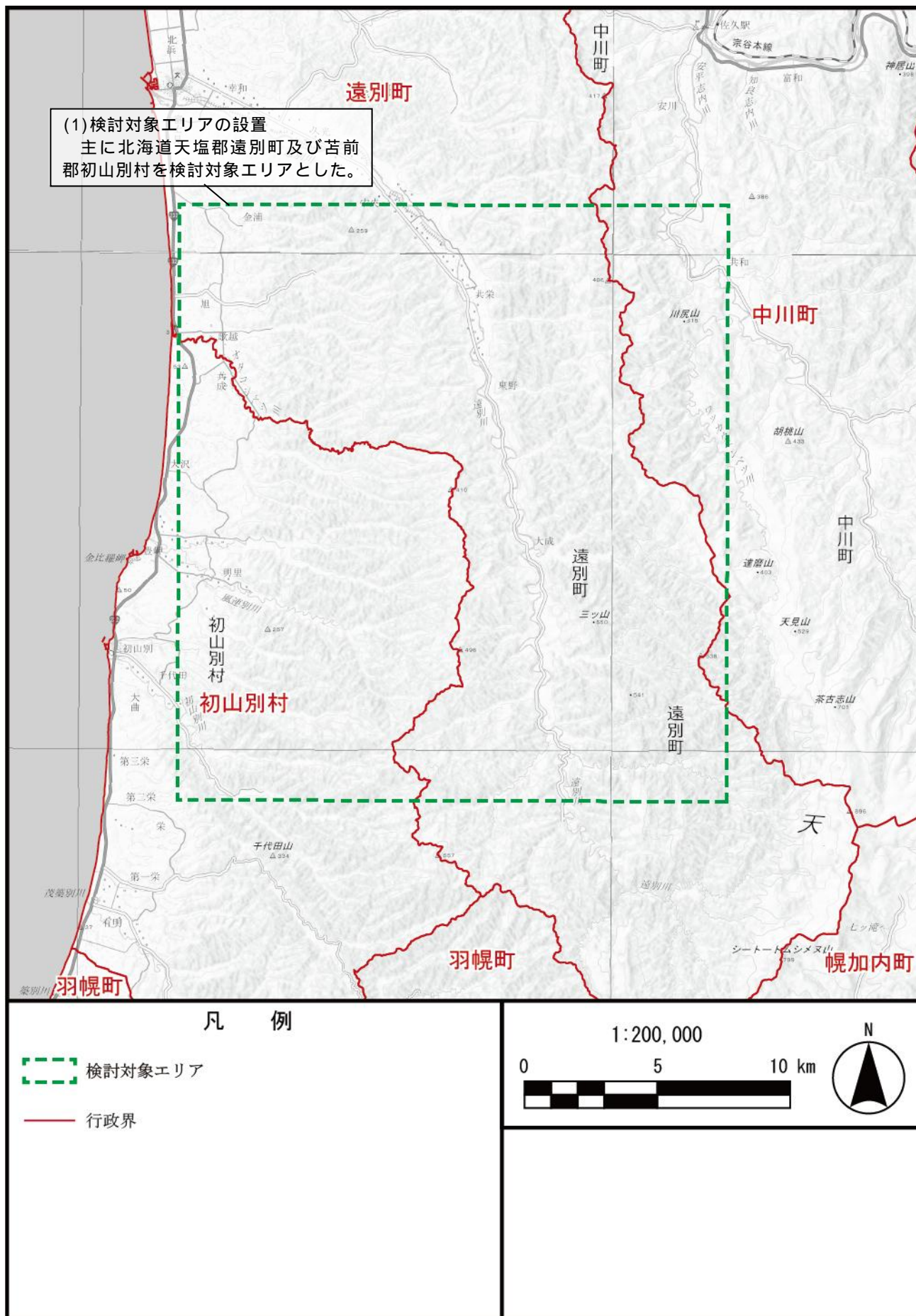


図 1 検討対象エリア

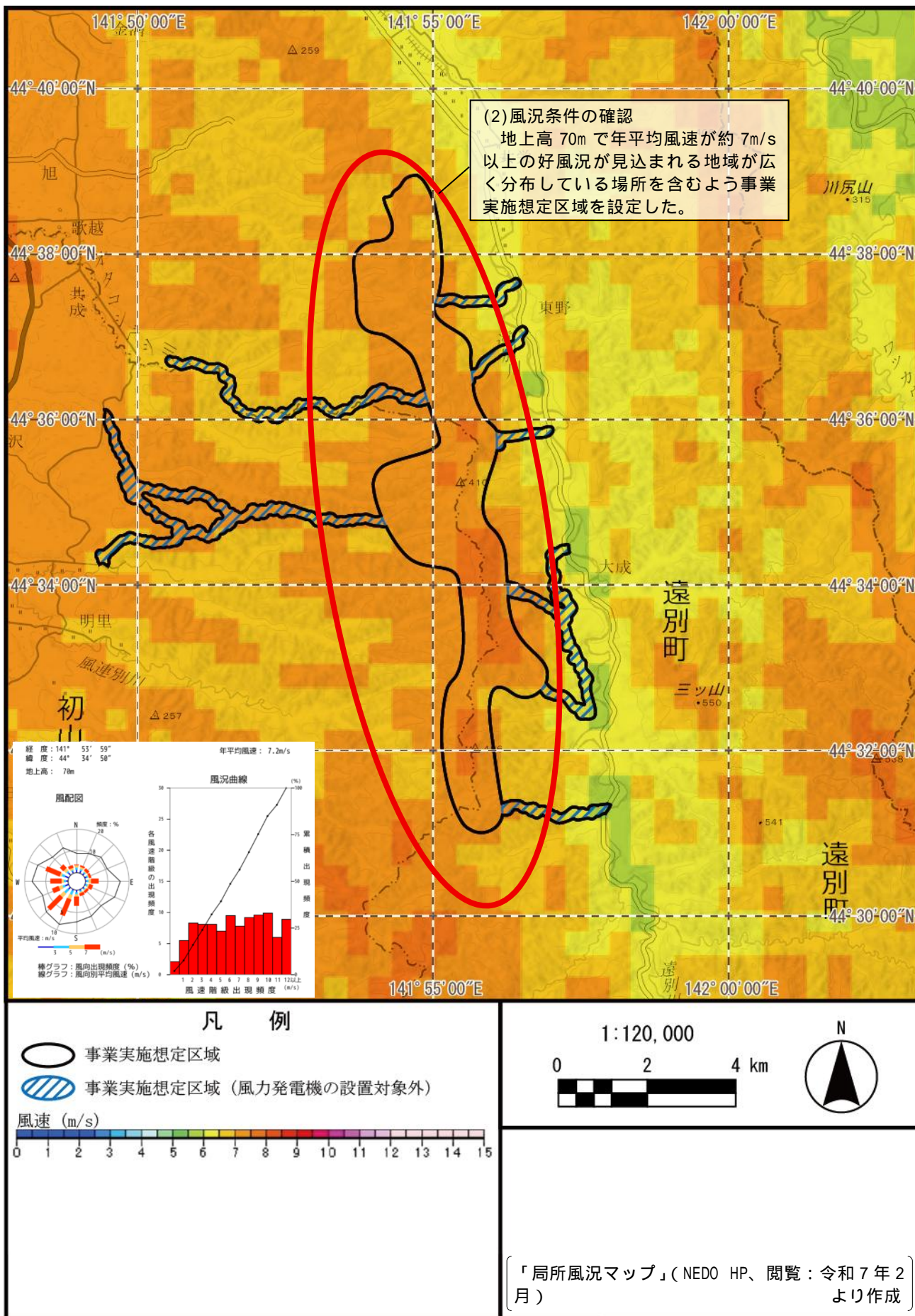


図 2 風況の状況 (地上高 70m)

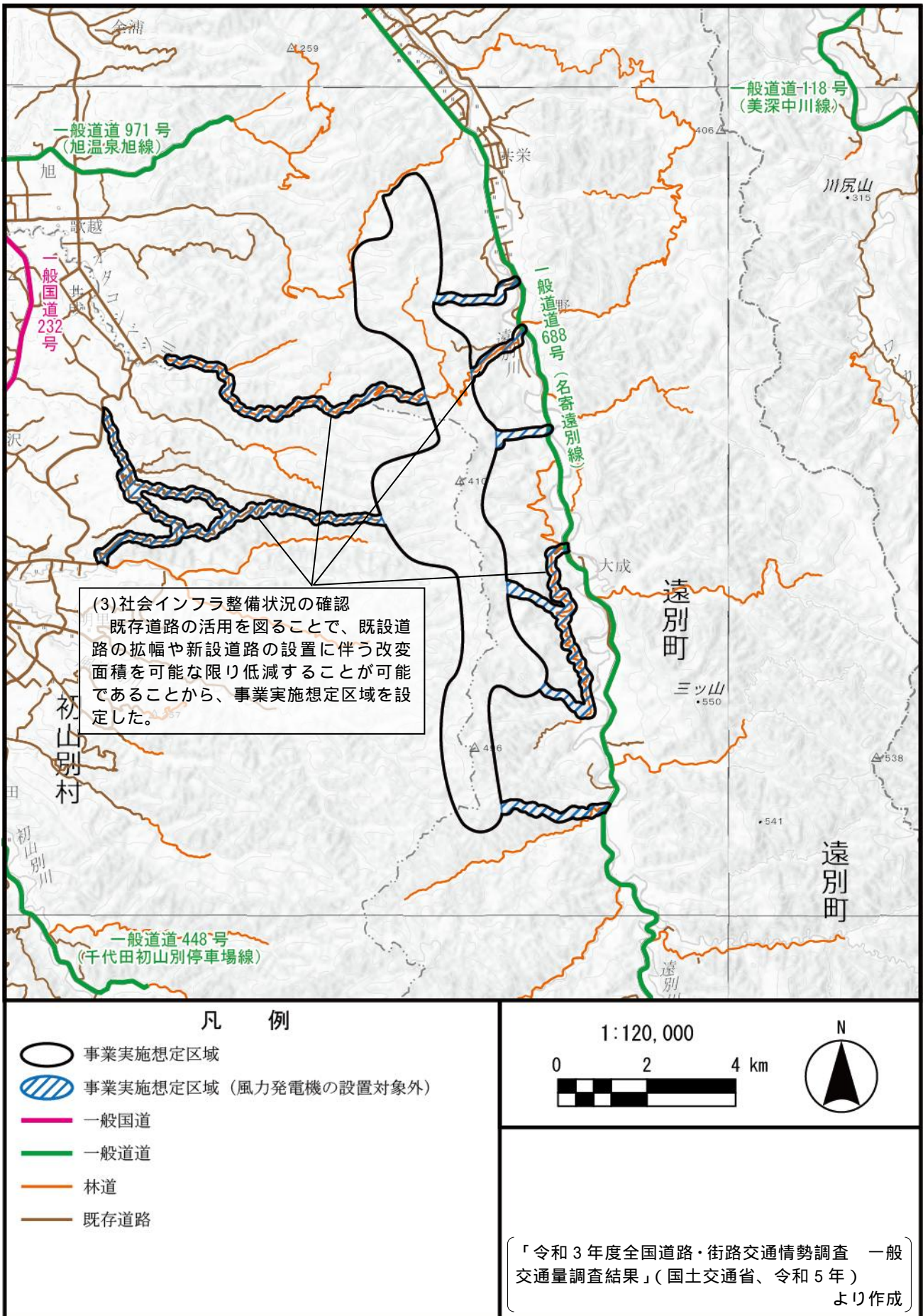


図3 社会インフラ整備状況

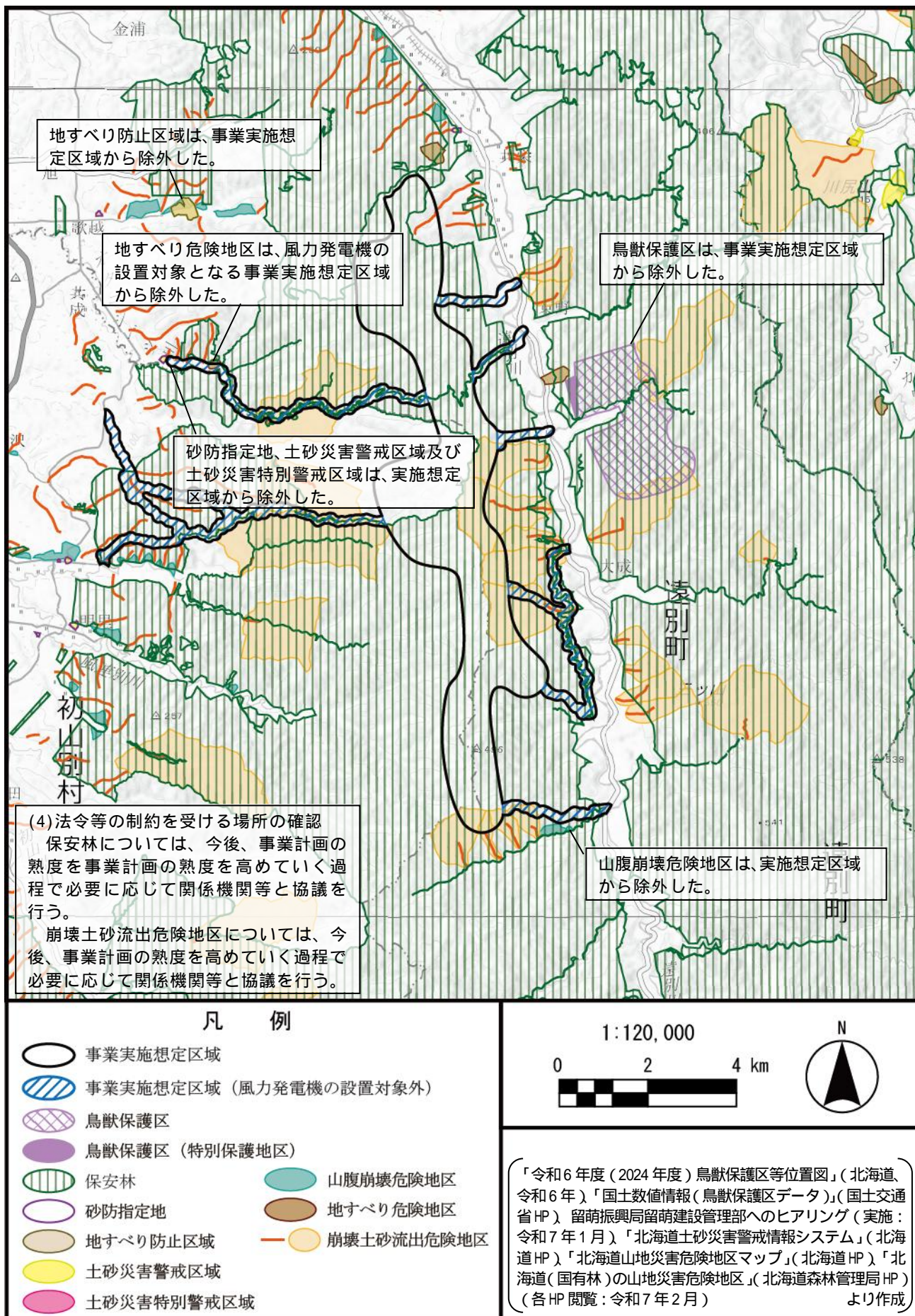


図4 法令等の制約を受ける場所

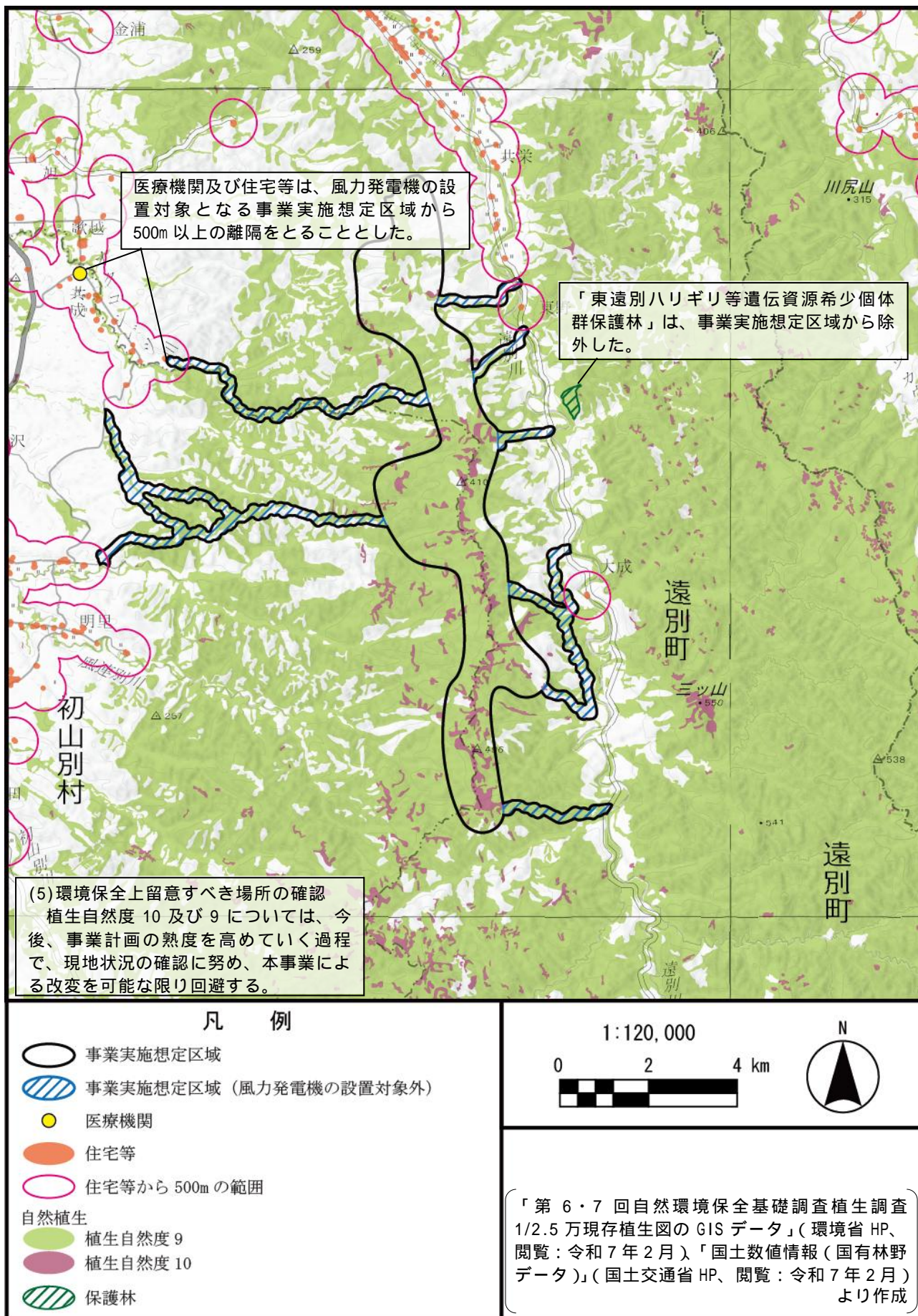


図 5 環境保全上留意が必要な場所
(配慮が特に必要な施設、住宅等、保護林、植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植生)



図 6 事業実施想定区域（最終案）

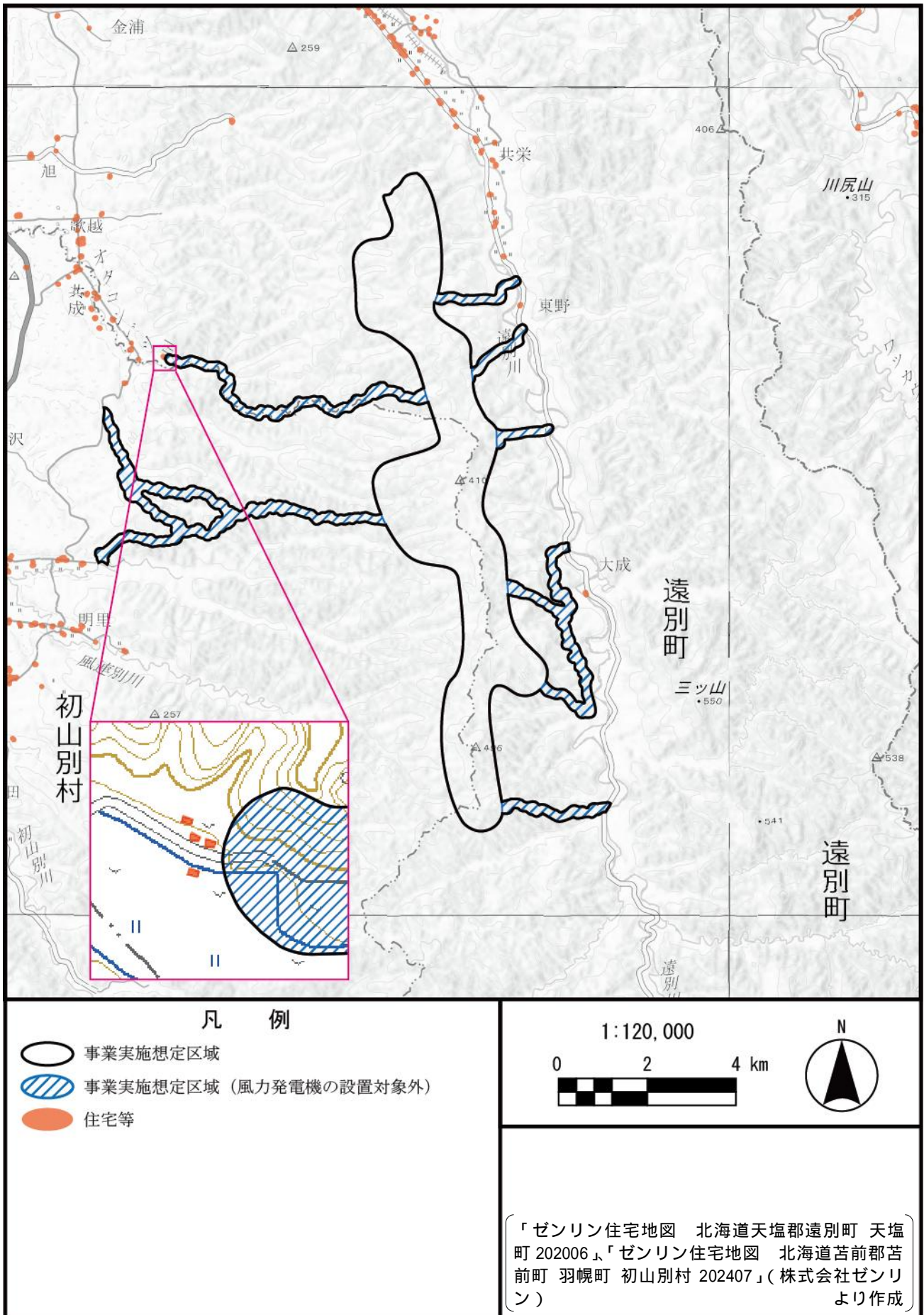


図1 住宅等の位置

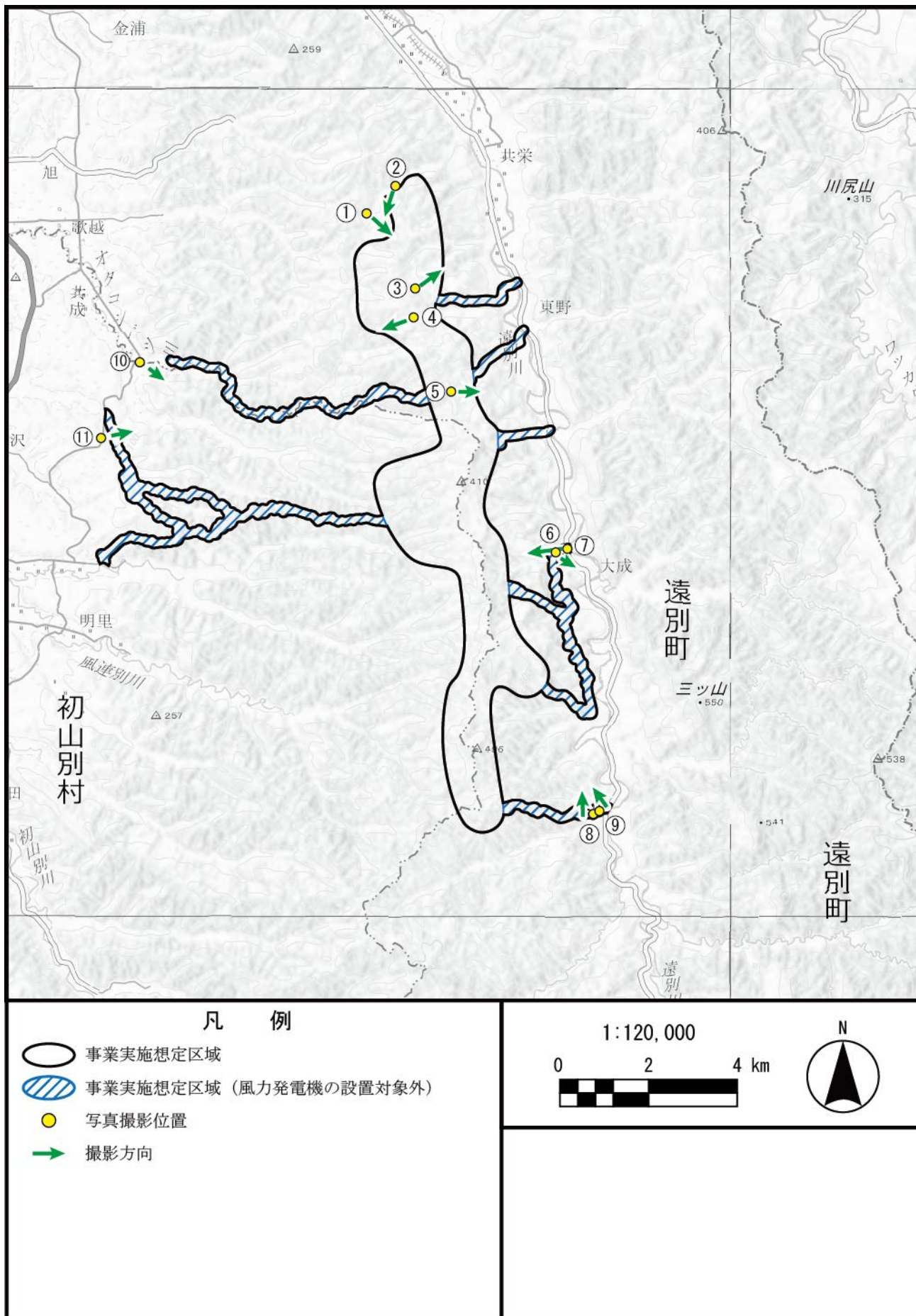


図 1 事業実施想定区域及びその周囲の写真撮影位置及び撮影方向

表 1(1) 事業実施想定区域及びその周囲の状況写真

注：1. 表中番号は、図1の番号に対応する。
2. 写真は令和6年8月撮影のものである。